

【諮問理由】

タクシー事業については、平成14年2月に改正道路運送法が施行され、需給調整規制の廃止を柱とする規制緩和が行われたところである。

その後、待ち時間の短縮、多様な運賃・サービスの導入など一定の効果が現れているが、一方で、長期的な需要の減少傾向の中、タクシー車両が増加していることなどから、タクシーの経営環境は大変厳しい状況におかれている。とりわけ運転者の賃金の低下傾向は著しく、それが過労運転やサービスの低下等を招いているとの指摘がある。

こうした状況の中、平成18年6月以降、全国の多くの運賃ブロックにおいて、運転者の労働条件の改善を主な目的として、実質的に約12年ぶりとなる運賃改定の申請がなされ、現在、順次改定の処理が進められている。このうち、東京地区の運賃改定に際しては、内閣府の「物価安定政策会議」において、タクシー事業を巡る問題について様々な指摘がなされ、これを踏まえ、東京地区の運賃改定に係る「物価問題に関する関係閣僚会議」において、次のとおり決定されたところである。

【物価問題に関する関係閣僚会議における決定内容】

政府は、規制緩和の効果を消費者に一層還元し、また、タクシー事業の更なる発展を目指す方向で、以下の論点について早急に検討を進める。

- (1) 総括原価方式の見直し、上限運賃規制そのもの見直し、サービスの多様化、利用者への情報提供の充実など、自由な競争の中で経営努力が促され、消費者利益に的確に反映されるようにする方策
- (2) サービスの質の確保、不良事業者の退出促進、タクシー運転者の賃金の確保等の観点から、経営の変革を促し、市場の構造を変える方策

このため、物価問題に関する関係閣僚会議において早急に検討することとされたこれらの論点を中心としたタクシー事業を巡る諸問題について、本審議会のご意見を賜りたく諮問するものである。